

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故裁判の支援運動について

三次署名用紙提出と四次 署名のご協力のお願い

12月15日の裁判傍聴と聴覚障害児童交通事故裁判弁護団報告集会について

署名のご協力のお願い

2021年12月8日(水)午前10時、当協会は、井出安優香さんのご両親とともに、大阪地方裁判所 第15民事部へみなさまからいただいた三次署名用紙を提出しました。9月22日～12月7日までの期間中、全国の皆様から集まつた三次署名は、4,231筆(紙署名4,

106筆 電子署名125筆)
に達し、一次・二次署名と合わせて113, 162筆(紙署名
名93, 638筆、電子署名
19, 524筆)を集めることができました。

り、公正な判断で進められるよう、みなさまにご協力をお願いいたします。
※集めた署名用紙は、公益社団法人大阪聴力障害者協会まで郵送するか持ち込んでいただきますようお願いします。

ク等アプリ、機器の仕組みを確認したいと原告側に意向を示しました。次回の裁判は2月21日（月）午前11時30分から予定となりました。

の奇跡を起こしてくれ、大阪聴力障害者協会からの支援と全国各地から署名をいただいた流れに感謝も含めてお話しされました。そして「必ず屈辱を晴らすから、もう少しの間、パパに力を貸してください」と、辛い表情で天井を仰ぎました。

取り除かねばならない。裁判では正しい判決が出るよう願つていると話しました。

今後の社会の動向を踏まえず
に将来の可能性を低く見るこ
との根拠はない。人間の尊厳
という基本的な理念に立ち、
昨年5月の障害者差別解消法
改正で民間事業者による合理
的配慮が法的義務化されたこ
とも考慮して算定すべき」と
反論し、被告側の主張が差別
であることを強く訴えまし
た。また、立命館大学の名誉

さんの父親の努さんが挨拶し、民事訴訟を起こしてから一年半が過ぎたことに触れ、娘を失ったあと部屋に引きこもり寝込む日が続くなかのある日夢の中に「いつも見ているよ」と優しい言葉をかけた安優香の姿があった。被告側が聴覚障害を理由とした逸失利益減額の主張に『どうして安優香が悪いの?』と、涙を

事故前と比べて 92% の労働能力を喪失したと見なされることを逸失利益設定の根拠の 1 つにしています。しかし、この労働能力喪失率には、「実務上」大量の案件を一括りに處理するために設けた基準に過ぎず、医学的、社会的根拠がない。」と反論していることを報告しました。

※集めた署名用紙は、公益社団法人大阪聴力障害者協会まで郵送するか持ち込んでいただきます。
よろしくお願いします。

月2日(月)午前1時3分から予定となりました。

た涙には感謝も含めてお詫びされました。そして「必ず届きました」と、辛い表情で天井を仰ぎました。

中岡正人常任理事も質疑応答の場で手話コミュニケーションの大切さを訴え



（判決書の本文）

大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報
「ミユニケーションセンター3階

120を超えるアクセスがありました。まず、井出安優香

被告側は事故によつて聴力を失つたときの自賠責保険で、

ました。